

令和3年度

定期監査結果報告書

四條畷市監査委員



睨 監 第 1 5 5 号
令 和 4 年 2 月 3 日

四條睨市監査委員 津 地 善 勝

四條睨市監査委員 大 矢 克 巳

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

1 監査の対象

総合政策部

秘書政策課

魅力創造室

総務部

総務課

施設再編室

人事室

財政課

税務課

徴収対策課

2 監査の期間

令和3年9月2日から令和4年1月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に準拠し適正になされているか、また、監査対象部局が所管する事務事業が、合理的かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点とし、監査対象部局に係る書類及び資料の提出を求め、提出された関係書類及び資料を調査するとともに関係職員から事情を聴取する方法により監査を実施した。

4 監査対象の所掌事務

【総合政策部】

総合政策部の所掌事務は、四條畷市事務分掌条例（昭和45年条例第14号）において、

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 広報及び公聴に関すること。
- (3) 市政の総合調整及び企画に関すること。
- (4) 特命事項に関すること。

と規定されている。

【総務部】

総務部の主な所掌事務は、四條畷市事務分掌条例において、

- (1) 市議会に関すること。
 - (2) 人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
 - (3) 文書及び法規に関すること。
 - (4) 工事請負等の契約及び工事検査に関すること。
 - (5) 情報管理に関すること。
 - (6) 公有財産の総括に関すること。
 - (7) 財政に関すること。
 - (8) 行財政改革に関すること。
 - (9) 市税に関すること。
 - (10) 国民健康保険料及び保育料の徴収に関すること。
- と規定されている。

5 監査の結果

四條畷市監査基準に準拠して1から3までのとおり審査を実施した限りにおいて、監査対象部局から提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね法令に適合し正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているとともに、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。

しかしながら、一部の事務手続きにおいて留意すべき、あるいは改善などを要する事項が認められたため、これらについて指摘を行い、是正や見直し等を図るよう要請した。

併せて、以下の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

◇秘書政策課

○職員提案制度の見直しについて

職員からの提案数の減少などを踏まえ、現在、職員提案制度の見直しに着手しているとのことであるが、職員の提案意欲を高めるため、提案者が積極的に当該事業に関わることができる仕組みを作られたい。

◇魅力創造室

○各課等における情報発信について

市として統一感をもって情報発信することは、情報を受け取る側の受け取りやすさ、わかりやすさに繋がり、結果として市政に対する理解に繋がるものと思われる。現在、各課等には情報発信リーダーが設置されているが、積極的な活用がなされているとは言い難い状況である。報告にもあったとおり、全庁的に動画編集に係る専門的な知識が欠けている状況も踏まえると、次年度以降、人事担当課と連携のうえ、実践的な研修を実施するなど情報発信に係る体制を充実されたい。

◇総務課

○全庁的な文書管理及び文書法規研修の実施について

文書の作成及びその管理は、日々の業務において基本的な事項である。

しかしながら、現状においては、文書作成時における初歩的な誤り等が全庁的にも見受けられる。新規採用職員については、採用時に研修を実施しているとの報告があったが、その他の職員についてもこれらを改善する必要があるため、次年度以降、人事担当課と連携し、定期的な研修を実施し、文書作成と法制執務能力の向上に努められたい。

○職員の法令遵守等について

昨年は元職員の逮捕により、市民の方々の信用を著しく損なう事件があり、入札制度等検証委員会の設置及びコンプライアンス委員会が立ち上げられた。入札制度等検証委員会ではよりよい入札制度の構築を、コンプライアンス委員会では再発防止策を検討しているとの報告があった。両委員会の答申等に基づ

いた対策を実施するものと思われるが、二度と同様の事象が発生しないよう努められたい。

○契約事務について

地方自治体の契約事務においては公平性・公正性・経済性を考慮して事務を執行することが必要である。

しかしながら、同様の事務にもかかわらず、事業課が異なり全庁的にみると分割して発注しているものなどが見受けられた。一括して発注することで、今まで以上に経済性を考慮した契約となる可能性もあり得ると思われるので、庁内の契約事務を横断的にチェックする制度の構築を検討されたい。

○基幹系システムの標準化について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年9月に施行され、令和7年度までに標準化基準に適合したシステムに移行する必要がある。移行に向けたスケジュールや計画などは、作成しているようであるが、適切な進捗管理を行い、事業課や委託事業者とも十分に連携を図りながら、標準準拠システムに移行できるよう努められたい。

◇施設再編室

○施設再編事務について

四條畷市総合管理計画及び個別施設計画は、今後の公共施設の在り方を決定づける重要な計画である。現在、個別施設計画については改訂途中と思われるが、改訂に際しては、財政課と連携のうえ経済性を考慮するよう努められたい。

○公用車管理事務について

公用車の点検や車検については、所管課において実施しており、これらの事務負担が大きいものと思われる。事務負担や経費削減を勘案し、公用車の管理事務について、公用車の一元管理やリース化など、多角的に検討されたい。

◇人事室

○人材育成基本方針等の見直しについて

会計年度任用職員制度の導入や地方公務員法の一部を改正する法律の制定により、段階的に定年が延長されるなど、多様な働き方を許容する社会となってきた。しかしながら、本市の組織のあり方を示す人材育成基本方針が長年改訂されていない。現在、その改訂に向けて検討中とのことであるが、改訂に際しては、現在取り組んでいる組織改善支援業務委託により抽出された結果等を積極的に活用するうえ、人事評価制度及び研修制度も併せて見直しを図りたい。

○給与制度の見直し等について

技能労務職員の給与については、同一又は類似の職種の国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与等を考慮して定める必要があるが、国における行政職俸給表（二）に相当する給料表が本市には存在しない。このようなことから、市民の方々の理解が得られるよう、職員団体との協議を再開し、その導入に向けた取組みを行われたい。

また、地域手当については、近隣市との地域間で支給割合に格差が生じており、職員の給与だけでなく、民間事業者を含む福祉分野等の諸制度にも影響を及ぼしているため、引き続き国に対して格差是正を要望されたい。

○働き方改革について

行政事務の効率化による市民サービスの質の向上を目的として、働き方改革に係る様々な取組みを実施され、現在では「組織改善に向けた職員意識調査」によるエンゲージメントスコアの向上を図っているとの報告を受けた。働き方改革には業務効率化による職員の負担軽減という側面もあると思われるが、近年離職者数は増加傾向にある。離職には様々な事情が考えられるが、職員が働きやすい職場環境の整備に努められたい。

◇財政課

○財務書類の作成について

財務書類は組織の財政状況を多角的な観点で分析を行うために必要である。しかしながら、本市の財務書類の作成状況については、今年度に作成支援業務

委託を導入して平成30年度までの分析のみ完成している状況である。中期財政計画の策定や、施設再編室における個別施設計画に係る将来負担の試算など、財務における個別分野の分析を必要としている業務があると思われる。一刻も早く直近年度までの財務書類の作成及び個別分野における分析を行える体制の整備を行うよう努められたい。

○新たな収入源の検討について

本市の財政は、職員をはじめ、多方面からの協力のもと、その構造が健全化しつつあるが、少子高齢化等に伴う扶助費の増大に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見通せない状況にある。持続可能なまちづくりや安定的な財政運営の観点からも、新たな税外収入について、さまざまな視点から積極的に検討されたい。

◇税務課

○税務情報システム管理運営事務について

市民税等の税収は市の歳入の根幹をなすものであり、市にとって欠かせないものであることは言うまでもない。令和3年度税制改正により固定資産税等の納付が電子的に行えるようになり、市民の方々の納付に係る利便性が向上することはもとより、市職員の事務の効率化にも繋がるものである。関係団体からの情報をもとに基幹税務システム会社と調整を図るとの報告があったが、他市町村の動向にも注視し、普遍的な方法をとることで、当該諸税の収納率向上に繋がるよう努められたい。

◇徴収対策課

○債権管理について

債権管理については、債権管理条例を制定し、債権管理に関し一層の適正化を図ることとされた。今後、くすのき広域連合の解散による介護保険料の徴収など、市として取り扱う債権が増えることとなるが、追加される債権についても当該条例を遵守し一層の徴収率向上に努められたい。

◇共通事項

市の広報活動としてホームページ等の活用は重要である。しかしながら、今回の定期監査の対象部局において、一部ホームページが更新されておらず、市民等の閲覧に供した際に、誤解が生じかねないものが見受けられた。市から発信する情報全体の信頼に係る事案となることから、各課等においては、適宜ホームページなどの情報を最新のものに更新するよう努められたい。